

運営規程(重要事項説明書)

(事業の目的)

第1条 医療法人 幸明会が開設する船小屋病院訪問看護ステーション ほたる(以下「ステーション」という。)が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 船小屋病院訪問看護ステーション ほたる
2. 所在地 福岡県みやま市瀬高町坂田91-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 看護師 1名(訪問看護師と兼務)

管理者は、ステーションの従事者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2. 看護師等 看護師 6名(管理者と兼務1名、常勤職員4名、非常勤職員1名)

看護師等(准看護師、理学療法士及び作業療法士は除く。)は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

（ 営業日及び営業時間 ）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日及び12月 31 日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前9時 ～ 午後5時30分 までとする。
3. 訪問看護サービス提供対応日 月曜日～金曜日
(祝日及び12月31日～1月3日を除く)
4. 訪問看護サービス提供対応時間 午前9時～午後5時30分

（ 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容 ）

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 療養上の世話
4. 褥創の予防・処置
5. リハビリテーション
6. 認知症患者の看護
7. 療養生活や介護方法の指導
8. カテーテル等の管理
9. その他医師の指示による医療処置

（ 利用料等 ）

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その1割、あるいは2割か3割の額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

1. 実施地域外から、片道おおむね 10Km 未満 700円
2. 実施地域外から、片道おおむね 10Km 以上 800円

- 3 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

（ 通常の事業の実施地域 ）

第8条 通常の事業の実施地域は、みやま市、柳川市、筑後市 とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人 幸明会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を予防するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)。を定期的で開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- 2 ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 議場所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年 1 回以上)実施する。また新規採用時には、虐待防止のための研修を実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

平成 28 年 9 月 1 日 改正

平成 29 年 4 月 16 日 改正

平成 30 年 11 月 1 日 改正

令和 元年 8 月 1 日 改正

令和 元年 12 月 16 日 改正

令和 2 年 2 月 1 日 改正

令和 2 年 5 月 1 日 改正

令和 2 年 10 月 9 日 改正

令和 3 年 2 月 1 日 改正

令和 3 年 3 月 22 日 改正

令和 3 年 4 月 1 日 改正

令和 3 年 7 月 1 日 改正

令和 4 年 2 月 1 日 改正

令和 6 年 6 月 1 日 改正

訪問看護・介護予防訪問看護事業所 運営規程 別紙料金表

訪問看護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
指定訪問看護ステーションの場合	20分未満	314	3140円	314円	628円	942円
	30分未満	471	4710円	471円	942円	1413円
	30分以上1時間未満	823	8230円	823円	1646円	2469円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	11280円	1128円	2256円	3384円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	294	2940円	294円	588円	882円

介護予防訪問看護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
指定介護予防訪問看護ステーションの場合	20分未満	303	3030円	303円	606円	909円
	30分未満	451	4510円	451円	902円	1353円
	30分以上1時間未満	794	7940円	794円	1588円	2382円
	1時間以上1時間30分未満	1,090	10900円	1090円	2180円	3270円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	284	2840円	284円	568円	852円

【その他加算】

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分以上 1回につき	+402	4020円	402円	804円	1206円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3000円	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	ステーションの場合 1月につき	+600	6000円	600円	1200円	1800円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	+500	5000円	500円	1000円	1500円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	+250	2500円	250円	500円	750円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	+350	3500円	350円	700円	1050円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	+300	3000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6000円	600円	1200円	1800円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	+6	60円	6円	12円	18円

『単価』については、それぞれ地域区分ごとに決まっています。以下のURL内の「地域区分」で確認してください。
→https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/O_kyoutuu/index.html